

○草津市路上喫煙の防止に関する条例

平成19年12月27日

条例第34号

改正 平成25年3月29日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止により、路上喫煙による身体および財産への被害の防止ならびに健康への影響の抑制を図り、もって市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うことまたは火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車および普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為をする場合は、この限りではない。
- (2) 道路等 道路その他の公共の場所（室内およびこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、もしくは滞在し、または市内を通過する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、路上喫煙の防止に関する施策を実施するとともに、路上喫煙の防止に関する市民等および事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等および事業者の責務)

第4条 市民等は、他人に迷惑を及ぼし、または被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等および事業者は、路上喫煙の防止に関する本市の施策に協力しなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体および財産への被害を防止し、または市民等の健康への影響を抑制するため、特に路上喫煙を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間または時間を限って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示する。

(路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、または解除することができる。

2 前条第2項および第3項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除について準用する。

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止)

第7条 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

(草津市路上喫煙対策委員会)

第8条 市長の諮問に応じ市域における路上喫煙対策に関する基本的事項を調査審議するため、草津市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。